

積金ファンド定期預金規定

1. (預金の預け入れ)

- (1) この預金には、あらかじめご指定の定期積金給付契約金を入金します。
- (2) 各預入日に作成する定期預金の種類は、「自動継続の期日指定定期預金（預入日の3年後の応当日を満期日）」とします。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。

3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申し出があった場合に、満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、通帳記載の据置期限の翌日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。ただし、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前項により、この預金の全部または一部について、満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について継続停止の申し出があったものとして取り扱います。ただし、一部について支払いがあった場合は、その残りの金額について自動継続として取り扱います。
- (4) 第2項による満期日の指定がない場合は、通帳記載の最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項により定められた満期日から1か経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとして取り扱います。同時に継続停止の申し出がなかったものとして取り扱います。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約日）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 通帳記載の「2年未満」利率
 - ② 2年以上 通帳記載の「2年以上」利率
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続する場合の利息は、継続日に元金に組み入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、または第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (2) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。一部の金額を解約または書替継続

積金ファンド定期預金規定

するときも同様とします。

ただし、当金庫所定の条件に合致する場合は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも解約ができます。

- (2) 前項の解約または書替継続の手續きに加え、当該預金の解約または書替継続の手續きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續きを行いません。
- (3) 定期積金・積金ファンド定期積金共通規定第 10 条第 3 項各号、および第 4 項各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
- (4) 前項によりこの預金が解約された場合、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

6. (共通規定の準用)

定期積金・積金ファンド定期積金共通規定第 1 条、第 9 条、および第 11 条から第 18 条までの規定は、この預金にも適用されるものとします。

7. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上